



《会計・税務の知識》 いつやるの？いまでしょ！ものづくり補助金

はじめに

アベノミクスの「成長戦略」は本年も留まることはありません。昨年12月に平成27年度の補正予算案が公表され、ものづくり補助金に1,020億円もの予算が割り当てられるようです。そして今年に入り、ものづくり補助金の公募要件についての事前予告が行なわれ、2月上旬から公募が開始される模様です。

しかし、これらの告知は基本的に各省庁のHPのみで、テレビCMなど誰の目にも留まるような告知はありません。意外にご存知ない方も多いのではないのでしょうか。つまり、知ったもん勝ち！ということになります。そこで、今回はものづくり補助金の概要をご紹介します。

1. ものづくり補助金とは

ものづくり補助金とは、革新的な事業計画に対して国が補助金を交付してくれる制度です。補助金額や要件等、毎年マイナーチェンジはあるものの、安倍政権誕生以来、毎年継続している中小企業支援策です。

補助金の対象となる「革新的な事業計画」は、ただ斬新であれば良いというわけではなく、「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」

(<http://www.meti.go.jp/press/2014/02/20150204001/20150204001.html>)で示された方法で行なうサービスであり、かつ一定の付加価値率、経常利益率の向上を達成できる計画である必要があります。

2. 平成27年度補正予算案の概要

今年1月8日に行なわれた事前予告によれば、平成27年度補正予算案の概要は以下の通りです。

区分	補助上限	補助率
(1) 一般型	1,000万円	対象経費の3分の2
(2) 小規模型	500万円	
(3) IoT [*] 等活用型	3,000万円	

※Internet of Things

(区分)

ひとえに「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行なうサービ

スといっても、事業規模や設備投資の有無などにより必要な金額も異なるため、3つの区分に分けた上で募集される予定です。

区分	概要
(1) 一般型	設備の取得費用などが補助対象となります。
(2) 小規模型	設備投資を伴わない小規模な取り組みが補助対象となります。
(3) IoT等活用型	IoTなどの技術を用いて投資利益率5%以上の大幅な生産性向上に取り組む場合に対象となります。

(補助上限)

上記の区分に応じて補助金額が異なります。(1)一般型は1,000万円、(2)小規模型は設備投資が伴わないのでその半分の500万円、逆に(3)IoT等活用型については、大胆な設備投資が想定されるため3,000万円と大きく引き上げられています。

(補助率)

全ての区分において、補助率は対象経費の3分の2となります。つまり、3分の1は自己負担で賄わなければならない。

3. 注意点

注意すべきは、補助金の交付は採択時ではなく事業が完了してからになるという点です。採択後、実際に対象事業を実施し、そこで実際にかかった経費や投資額を基に補助金が交付されます。上記の上限や補助率が定められているのはそのためです。そのため、あらかじめ自己資金や融資などにより事業実施のための資金を用意しておく必要があります。

4. 終わりに

紙面の都合上、今回は触り部分のみとなってしまうかもしれませんが、何事も専門家に相談してみるのが一番手取り早いと思います。弊所では、ものづくり補助金の個別相談会を実施していますので、お気軽にご相談下さい。

<http://koyano-vp.com/page0188.html>

(担当：末廣)